

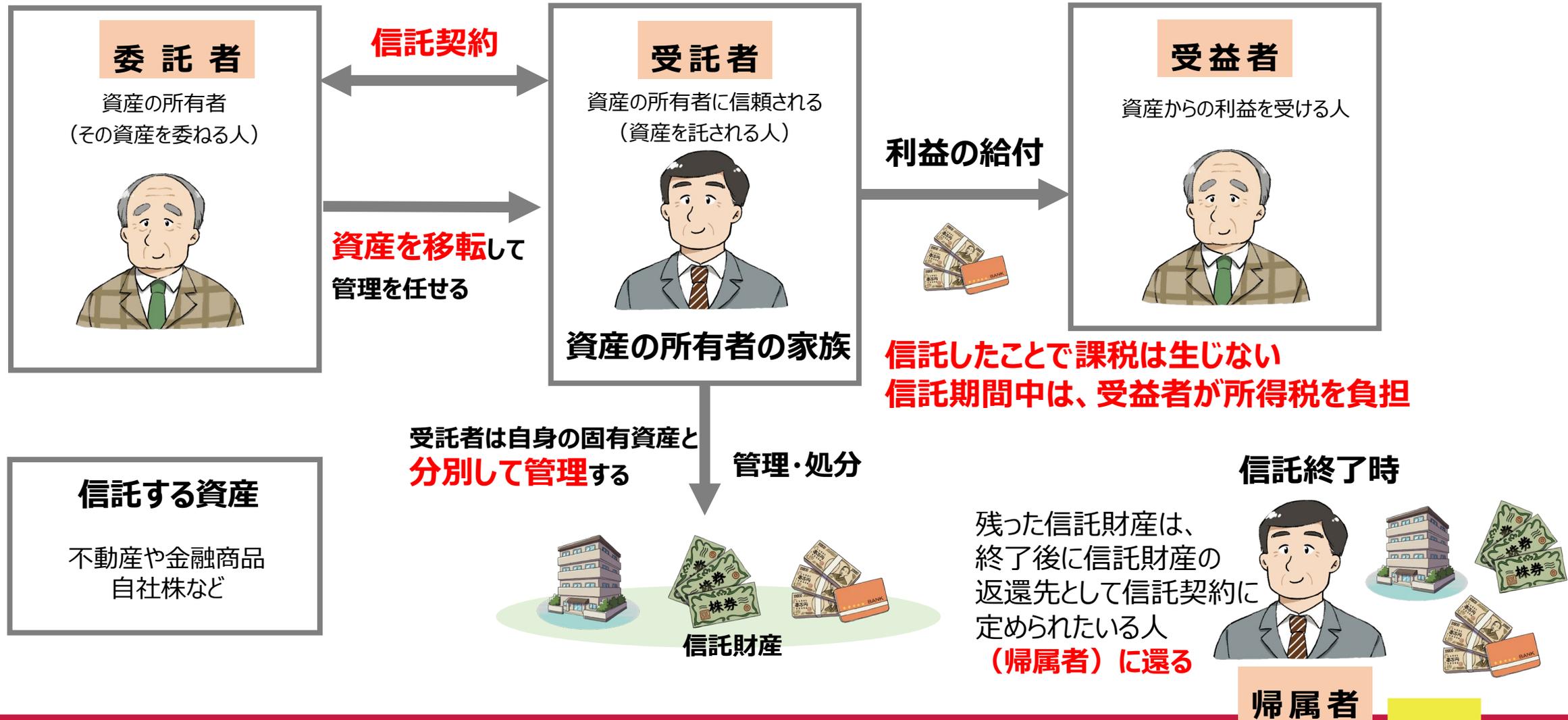
資産管理・承継における

信託の使い方

【信託による便利な機能の使い方】

株式会社継志舎

民事信託（家族信託）はこんな仕組み



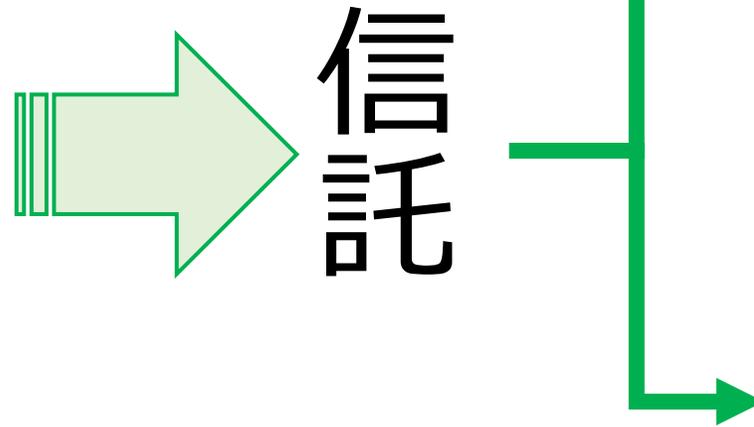
信託の機能 資産の権利を分ける

金融資産を例に



委託者

資産を所有
管理・処分の権利
使用・収益の権利



信託

管理・処分する
権利

- ・賃貸不動産を管理する
- ・金融商品を売買する
- ・ポートフォリオを調整する
- ・議決権を行使する



受託者

使用する・
収益を得る
権利

資産を使う、家賃収入や金利・配当を得る



受益者

- どの資産について信託を利用するか
- 誰がどの権利を持つか
- 資産の管理・処分をどのように行うか
- いつまで続けるか
- 終了したときに信託した資産を誰に渡すか

を決めること

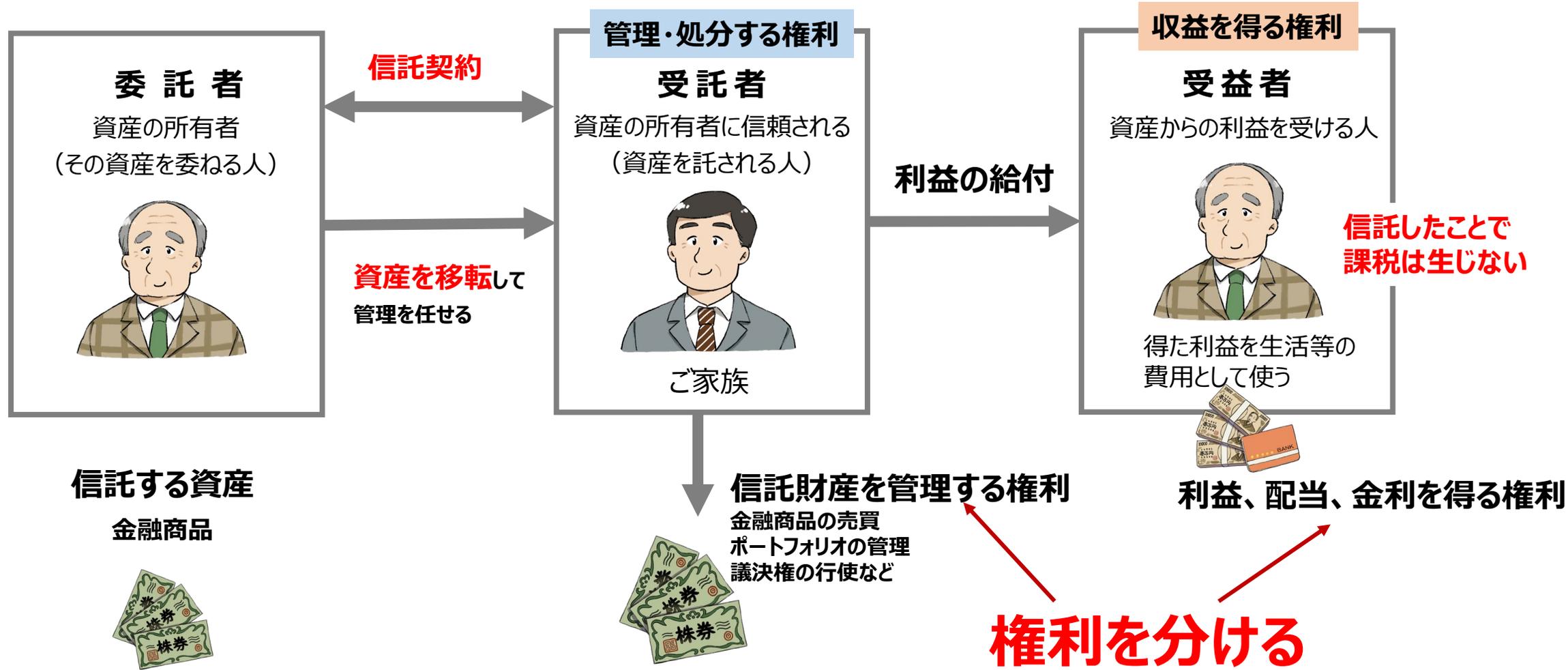
信託の

◇ **権利を分ける機能**

◇ **資産や収益を継ぐ機能**

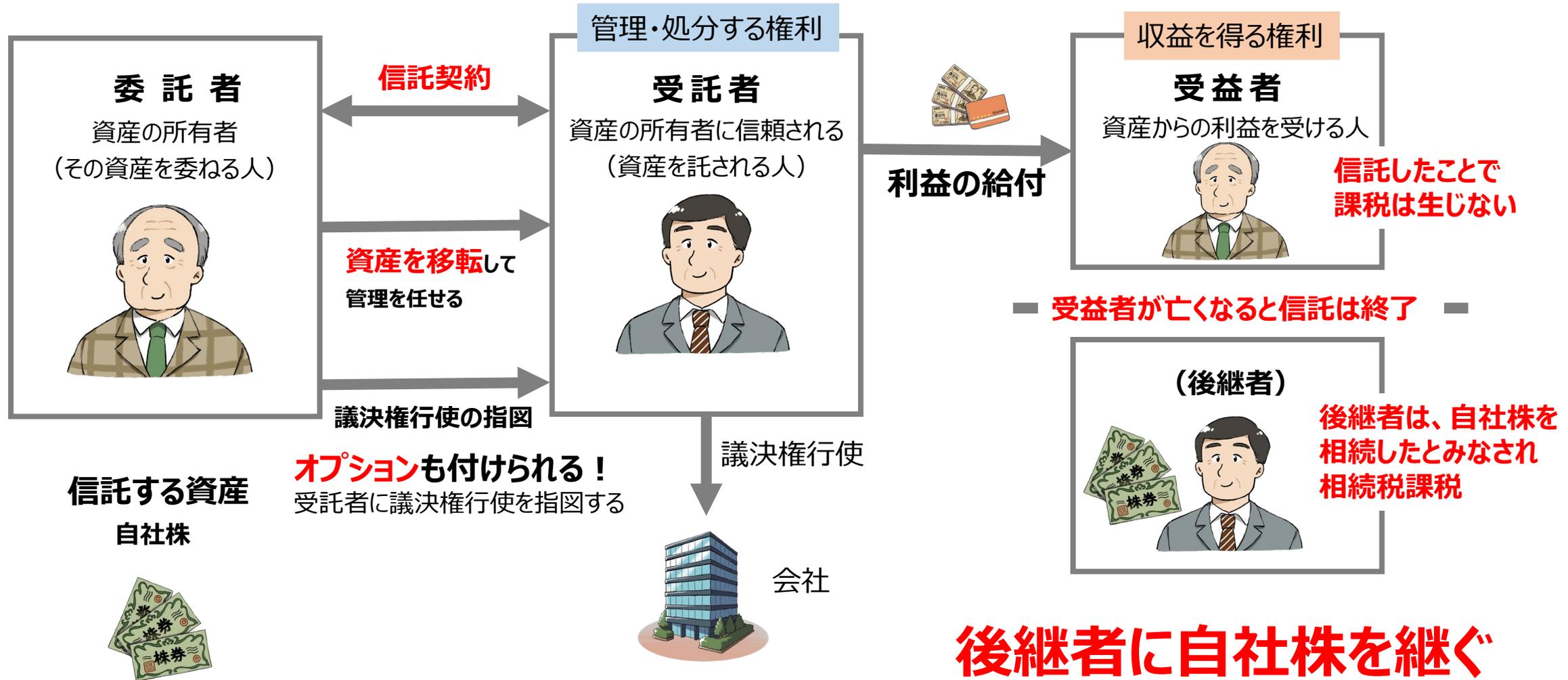
を活用する

信託の権利を分ける機能 【例：金融資産】



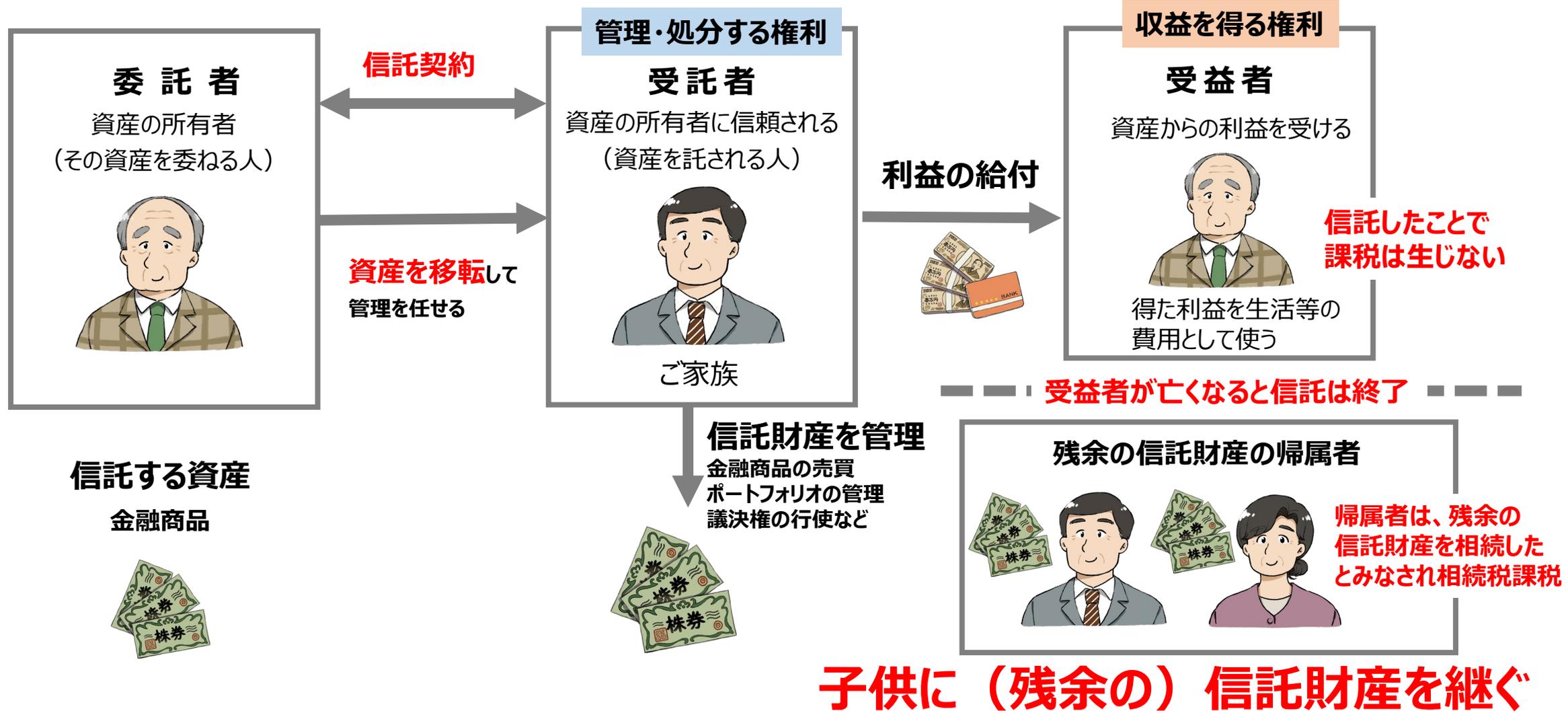
信託の資産を継ぐ機能

【例：自社株】

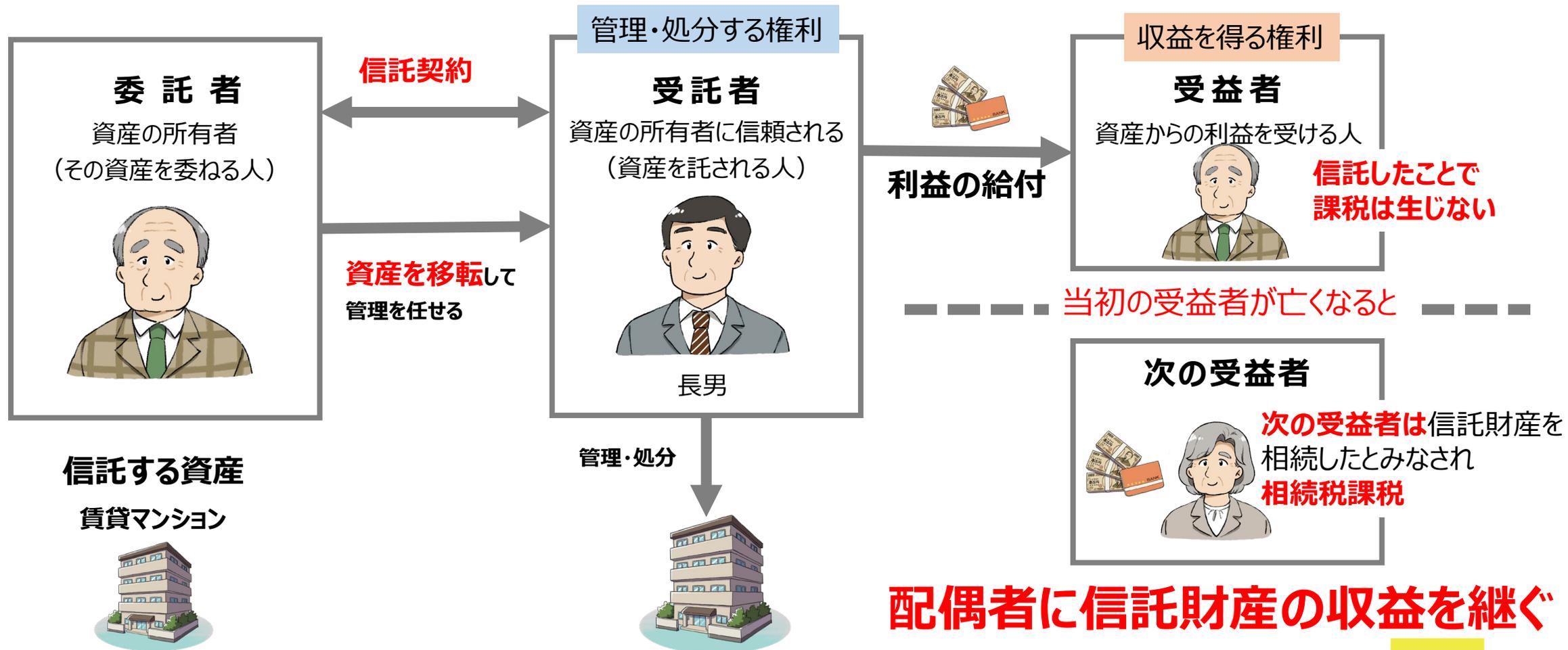


信託の資産を継ぐ機能

【例：金融資産】



【受益者連続信託】



ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和3年10月1日